

那覇市公報

第 1 5 8 3 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇訓 令◇

- 那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令（教育委員会生涯学習課・共同訓令）…………… 585

◇告 示◇

- 平成23年度決算に基づく資金不足比率の公表について（上下水道局企画経営課）…………… 587
- 平成24年（2012年）10月那覇市議会臨時会の招集について（総務課）…… 587
- 平成24年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）（区画整理課）…………… 588

◇公 告◇

- 住民票の職権消除の公示について（市民課）…………… 590
- 宅地（保留地）の一般公開抽選処分について（区画整理課）…………… 590
- 都市計画の案に関する公聴会の開催について（都市計画課）…………… 591
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表について（市民課）…………… 592

◇消防本部訓令◇

- 那覇市消防本部救急業務規程の一部を改正する訓令…………… 598
- 那覇市消防本部警防規程の一部を改正する訓令…………… 612

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について……………	616
○那覇市排水設備指定工事店の異動について……………	617

◇教育委員会教育長訓令◇

○那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令（共同訓令）……………	585
-------------------------------------	-----

訓 令

那 覇 市 訓 令 第12号
那覇市教育委員会教育長訓令 第8号
平 成 2 4 年 1 0 月 1 5 日
施 行 済

那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

那覇市教育委員会教育長 城 間 幹 子

那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令

那覇市生涯学習推進本部規程(平成24年那覇市訓令第7号、那覇市教育委員会教育長訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条 [略] 2～3 [略] 4 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。 総務部長、市民文化部長、経済観光部長、環境部長、健康福祉部長、健康保険局長、こどもみらい部長、建設管理部長、生涯学習部長、学校教育部長 [別表 別記]	(組織) 第3条 [略] 2～3 [略] 4 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。 総務部長、市民文化部長、経済観光部長、環境部長、健康福祉部長、健康保険局長、こどもみらい部長、<u>都市計画部長</u>、建設管理部長、生涯学習部長、学校教育部長 [別表 別記]
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この訓令は、平成24年10月15日から施行し、改正後の那覇市生涯学習推進本部規程の規定は、平成24年6月29日から適用する。

[改正前 別記]

別表(第6条関係)

部局	幹事
市長事務部局	平和交流・男女参画課長、まちづくり協働推進課長、博物館長、なはまちなか振興課長、観光課長、環境政策課長、福祉政策課長、健康推進課長、こども政策課長、花とみどり課長
[略]	

[改正後 別記]

別表(第6条関係)

部局	幹事
市長事務部局	平和交流・男女参画課長、まちづくり協働推進課長、博物館長、なはまちなか振興課長、観光課長、環境政策課長、福祉政策課長、健康推進課長、こども政策課長、 <u>都市計画課長</u> 、花とみどり課長
[略]	

告 示

那覇市告示第 70 号

平成 24 年 10 月 4 日

掲 示 済

平成 23 年度決算に基づく資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、平成 23 年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 23 年度決算に基づく資金不足比率

(単位：％)

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
那覇市水道事業会計	—	20.0
那覇市下水道事業会計	—	

(備考) 各会計の資金不足比率の欄において、「—」が表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。

那覇市告示第 75 号

平成 24 年 10 月 19 日

掲 示 済

平成 24 年（2012 年）10 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 24 年（2012 年）10 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成 24 年 10 月 22 日（月）
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 - （1）米兵による集団女性暴行致傷事件に関する意見書
 - （2）米兵による集団女性暴行致傷事件に関する抗議決議
 - （3）委員会への付託陳情

平成 25 年度幼稚園就園奨励費補助金に関することについて

那 覇 市 告 示 第 76 号

平成 24 年 11 月 1 日

平成 24 年（2012 年）9 月那覇市議会定例会で議決された平成 24 年度那覇市土地
区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成24年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 24 年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定
めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 211, 536 千円を追加し、歳
入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 767, 105 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		千円 105, 720	千円 △105, 720	千円 0
	1 真嘉比古島第二 国庫補助金	105, 720	△105, 720	0

4 繰入金		650, 741	158, 100	809, 841
	2 真嘉比古島第二繰入金	650, 272	158, 100	808, 372
5 繰越金		8	53, 436	53, 444
	1 総務管理繰越金	1	303	304
	2 真嘉比古島第一地区繰越金	2	△2	0
	3 壺川繰越金	1	667	668
	4 小禄南繰越金	2	283	285
	5 真嘉比古島第二繰越金	2	52, 185	52, 187
9 県支出金		0	105, 720	105, 720
	1 県補助金	0	105, 720	105, 720
歳 入 合 計		1, 555, 569	211, 536	1, 767, 105

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理総務費		441	303	744
	1 総務管理費	441	303	744
2 土地区画整理事業費		1, 250, 626	169, 064	1, 419, 690
	1 真嘉比古島第一地区土地区画整理費	1	△1	0
	3 真嘉比古島第二土地区画整理費	1, 250, 050	169, 065	1, 419, 115
4 基金積立金		303, 168	42, 169	345, 337
	1 壺川基金積立金	2, 838	667	3, 505
	2 小禄南基金積立金	194	283	477
	3 真嘉比古島第一地区基金積立金	4	△1	3
	4 真嘉比古島第二基金積立金	300, 132	41, 220	341, 352
歳 出 合 計		1, 555, 569	211, 536	1, 767, 105

公 告

那覇市公告第 210 号

平成 24 年 10 月 22 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部市民課において縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公告第 211 号

平成 24 年 10 月 22 日

掲 示 済

宅地（保留地）の一般公開抽選処分について

宅地（保留地）を一般公開抽選により処分するので、那覇広域都市計画事業土地区画整理事業の保留地処分に関する規則（昭和 57 年那覇市規則第 10 号）第 2 条の規定に基づき、次の事項を公告します。

那覇広域都市計画事業

真嘉比古島第二土地区画整理事業

施行者 那 覇 市

代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

1 宅地の位置、地積及び処分価格

真嘉比古島第二地区

①□68 街区 2 画地

面積 175.00 m² 価格 ¥21,525,000 円

② 68 街区 10 画地

面積 398.81 m² 価格 ¥48,256,000 円

③ 68 街区 11-1 画地

面積 214.89 m² 価格 ¥27,828,000 円

2 資格

次の各号のいずれかに該当する者は、抽選に参加することができません。

- (1) 未成年者、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者。
- (2) 保留地の抽選日において、本市内に居住する期間が3ヶ月未満の者。ただし、当該土地区画整理事業に係る権利者を除く。
- (3) 過去10年間に保留地を買い受けた者。

3 抽選の日時及び場所

- (1) 日時 平成24年11月13日（火）午後2時より

- (2) 場所 区画整理課

那覇市銘苅2-3-1 銘苅庁舎5階 電話 862-9137

那覇市公告第222号

平成24年11月1日

都市計画の案に関する公聴会の開催について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、都市計画の案に関する公聴会を開催するので、那覇市都市計画公聴会要綱第2条の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、本市に住所を有する者、当該都市計画について利害関係を有する者等は、同要綱第4条の規定により、公述を申し出ることができる。

那覇市

上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の案の内容
那覇広域都市計画用途地域の変更原案
- 2 都市計画の案に係る土地の区域
変更する部分 那覇市首里大名町二丁目、首里大名町三丁目、首里平良町一丁目及び首里平良町二丁目各地内
（県道153号線沿道地区）
- 3 公聴会の開催の日時及び場所
日 時 平成24年11月22日（木）午後7時
場 所 平良町自治会館（那覇市首里平良町二丁目67）
- 4 公述申出書の提出期限及び提出先
期 限 平成24年11月15日（木）
提出先 那覇市都市計画部都市計画課（新都心銘苅庁舎5階）
- 5 都市計画の案の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間
場 所 那覇市都市計画部都市計画課（新都心銘苅庁舎5階）
期 間 平成24年11月1日（木）から平成24年11月15日（木）まで。ただし、
那覇市の休日を定める条例（平成3年条例第33号）に定める休日を除く。
時 間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。
- 6 その他公聴会の開催に関し必要な事項
公述の申出がないときは、公聴会の開催を中止する。

那覇市公告第 223 号

平成 24 年 11 月 1 日

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び第11条の2第12項の規定に基づき、平成23年度における住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況を次のように公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市住民基本台帳の閲覧状況の公表

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条に基づき、住民基本台帳の閲覧状況を次のとおり公表します。（公表対象期間：平成23年4月1日～平成24年3月31日）

平成24年 11月1日

那覇市長 翁 長 雄 志

◆ 閲覧状況（住民基本台帳法第11条第3項関係）

	国又は地方の機関 の公共団体の名称	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
1	自衛隊沖縄地方協力本部長	自衛隊法29条1項及び同法第35条	平成23年5月21日～5月22日	平成6年4月2日～平成7年4月1日の間に生まれた男 1,861人

◆ 閲覧状況（住民基本台帳法第11条の2第12項関係）

No.	閲覧者氏名 （法人の場合は名称 及び代表者または管 理者名）	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
1	(株)ビデオリサーチ 代表取締役 五十嵐 達	ラジオの聴衆率の調査	平成23年5月2日・6日	繁多川3丁目他21地区 330人
2	NHK沖縄放送局 局長 秦 秀人	NHK全国世論調査	平成23年5月2日	西1丁目、東町、住吉町 1丁目～3丁目、垣花1丁目 ～3丁目、当間、赤嶺「S. 16年 生まれ」 28人
3	(株)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	家計消費状況調査	平成23年5月11日	16歳以上の男女個人 首里石嶺2丁目、3丁目 宇田原、宇宇栄原172件
4	(株)日本リサーチ センター 代表取締役 鈴木 稲博	家計の金融行動に関する世論調査	平成23年5月19日	20歳以上の男女個人 字古波蔵、古波蔵2丁目 16人
5	(株)サーベイリサーチ センター 代表取締役 藤原 士朗	2011年度旅行・観光消費動向調査	平成23年6月9日	鏡原在住の男女85人
6	(株)日経リサーチ 代表取締役 伊東 循行	OECD国際成人力調査（PIAAC）	平成23年6月9日	字赤嶺、赤嶺1丁目16歳以上 65歳以下の男女 36人
7	社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	第4回メディアに関する全国世論調査	平成23年6月24日	首里石嶺町2丁目 満18歳以上の男女 19人

No.	閲覧者氏名 (法人の場合は名称 及び代表者または管 理者名)	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
8	(株)日本リサーチ センター 代表取締役 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート調査	平成23年6月29日	字栄原3丁目、高良1丁目 満20歳以上の男女 15人
9	(株)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	家計消費状況調査	平成23年7月6日	首里石嶺町4丁目、首里汀良町 2丁目、字安次嶺 16歳以上の男女 129件
10	毎日新聞社 那覇支局 井本 義親	第65回読書世論調査	平成23年8月3日	那覇市首里末吉町3丁目 平成7年9月30日以前生ま れの男女 16人
11	社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	新聞及びウェブ利用に関 する総合調査	平成23年8月9日	字仲井真279番地 満15歳以上の男女 23人
12	(株)日本リサーチ センター 代表取締役 鈴木 稲博	金融力調査	平成23年8月26日	字仲井真 満15歳以上の男女 20人
13	社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	外交に関する世論調査	平成23年9月2日	首里石嶺町4丁目88～ 108番地 満15歳以上の男女 20人
14	社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	第9回飲酒・喫煙・くすりの使用 についてのアンケート調査	平成23年9月2日	首里石嶺町1丁目23～36番地 15歳～64歳の男女個人 13人
15	NHK 沖縄放送局 局長 秦 秀人	11月全国個人視聴率調査	平成23年9月8日	西1丁目他3地区 平成16年生まれまで 14人
16	(株)日本リサーチ センター 代表取締役 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート調査	平成23年9月15日	字国場 20歳以上の男女 15人
17	(株)日本リサーチ センター 代表取締役 鈴木 稲博	子どものいる世帯の生活状況および 保護者の就業に関する調査	平成23年9月15日	字壺川、他6地区 末子が18歳未満の子供を 育てている世帯 30人
18	社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	国民生活に関する世論調査	平成23年9月27日	字真地270番地 満20歳以上(平成3年9月末日 まで生まれ)の男女 26名
19	社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	高齢者の経済生活に関する意識調査	平成23年9月27日	首里大中町1丁目5～24番地 55歳以上の男女個人 15人

No.	閲覧者氏名 (法人の場合は名称 及び代表者または管 理者名)	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
20	社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	家計消費状況調査	平成23年9月29日	天久、古島、安謝、 首里烏堀町3丁目 16歳以上の男女 172件
21	社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	親と子の生活意識に関する調査	平成23年9月30日	首里石嶺町1丁目 平成18年4月2日～平成9年4 月1日に生まれた男女 17人
22	社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	2011年全国メディア接触・評価調査	平成23年10月3日	首里石嶺町4丁目335番地 満15～79歳の男女 21人
23	社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	携帯電話の利用に関する調査	平成23年10月3日	鏡原町17番地 12歳から69歳の男女個人 14人
24	社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	情報とメディア利用についての調査	平成23年10月7日	久米1丁目 12人
25	社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	社会保障・税の番号制度に関する 世論調査	平成23年10月12日	首里寒川町2丁目 満20歳以上男女 15人
26	社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	防災・エネルギー・生活に関する 世論調査	平成23年10月12日	首里金城町2丁目・3丁目 16歳以上の男女 12人
27	社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	生活意識11月(季刊オムニバス) 調査	平成23年10月12日	客宮1丁目1番地 20歳以上の男女 18人
28	社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	第6回勤労生活に関する調査	平成23年10月4日	若狭3丁目18番 満20歳以上の男女 18人
29	(株)ビデオリサーチ九 州支社 支店長 瀧本 裕	テレビの視聴、日常生活及び 商品の使用実態調査	平成23年10月21日	宇安謝他9地区 上記地区在住一般世帯住民 180人
30	社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	森林と生活に関する世論調査	平成23年10月31日	曙1丁目13番 満20歳以上の男女 16人
31	社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	消費動向調査	平成23年11月10日	樋川1丁目(平成24年1月1日 開始の調査) 楚辺2丁目(平成24年2月1日 開始の調査) 70人

No.	閲覧者氏名 (法人の場合は名称 及び代表者または管 理者名)	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
32	社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	平成23年度食育に関する意識調査	平成23年11月10日	松川3丁目16番 20歳以上の者で男女問わない 15人
33	社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	土地問題に関する国民の意識調査	平成23年11月18日	首里石嶺町4丁目285～292 477～485番地 満20歳以上の男女 15人
34	(株)サーベイリサーチ センター 代表取締役 藤原 士朗	肝炎ウィルス検査受検状況実態調査	平成23年11月24日	宇安謝に在住の20歳以上 79歳以下の男女 210人
35	社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	NHKのテレビ視聴に関する調査	平成23年11月28日	壺川2丁目7番地 16歳以上の男女 14人
36	社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	社会意識に関する世論調査	平成23年12月13日	寄宮1丁目28番、29番 満20歳以上の男女 26人
37	沖縄国際大学 総合文 化学部 人間福祉学科 教授 ドナルド クレイ グ ウィルコックス	新百歳高齢者の調査	平成23年12月13日	明治44年4月1日～大正2年 3月31日の間に生まれた方 142人
38	(株)サーベイリサーチ センター 代表取締役 藤原 士朗	平成23年通信利用動向調査	平成23年12月14日	那覇市前島3丁目、首里金城 町4丁目、長田1丁目、西1丁 目に在住 20歳以上の男女 172人
39	社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	生活意識に関する調査	平成23年12月13日	寄宮1-10-1 20歳以上の男女 18人
40	(株)日本リサーチ センター 代表取締役 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート調査	平成23年12月15日	前島2丁目～3丁目 満20歳以上の男女 15人
41	社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	「復帰40年の沖縄」調査	平成23年12月16日・22日	平成3年12月31日に以前に 出生の男女(20歳以上) 408人
42	(株)サーベイリサーチ センター 代表取締役 藤原 士朗	テレビ放送に関するアンケート調査	平成24年1月12日	長田2丁目他17件 16歳以上の男女 312人
43	社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	就業と生活について (家計パネル調査)	平成24年1月13日	古波蔵2丁目 20～69歳(昭和17年2月～ 平成4年1月末日まで生まれ) の男女 25人
44	(株)ビデオリサーチ 代表取締役 若杉 五馬	全国たばこ喫煙者率調査	平成24年1月13日	楚辺2丁目他4件 大正11年5月1日～平成4年 4月30日生まれの男女 80人

No.	閲覧者氏名 (法人の場合は名称 及び代表者または管 理者名)	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
45	社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	平成23年度国語に関する世論調査	平成24年1月19日	字宇栄原11～39、76～84番地 満16歳以上(平成8年1月末日 まで生まれ)の男女 18人
46	社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	家計消費状況調査	平成24年2月2日	字古島、古島2丁目、字仲井 真、字国場 16歳以上の男女 86人
47	社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	生活の質に関する調査	平成24年2月2日	松山1丁目、上間1丁目、古波 蔵2丁目、松尾1丁目 15歳以上の男女 80人
48	社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	生活と意識についての国際比較調査	平成24年2月2日・7日	久米2丁目21番 15人 長田1丁目8番 15人 20歳～89歳以下(大正11年1月 1日～平成3年12月末日までに 生まれ)の男女 30人
49	(株)日本リサーチ センター 代表取締役 鈴木 稲博	メディア利用の生活時間調査2012	平成24年2月8日	宇天久 10歳～69歳以上の男女(昭和 17年1月1日～平成13年12月 31日までに生まれた人)12人
50	社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	「いきいきライフ」のための活動調査	平成24年2月28日	首里真和志町2丁目22番 満65歳～84歳(昭和2年4月～ 昭和22年3月末日生まれ)の 男女 17人
51	(株)サーベイリサーチ センター 代表取締役 藤原 士朗	平成23年度国民生活選好度調査	平成24年3月15日	小禄1丁目に在住する満15歳 以上、80歳未満の男女 21人
52	(株)日本リサーチ センター 代表取締役 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート調査	平成24年3月21日	首里石嶺町4丁目 満20歳以上の男女(平成4年4 月30日以前の生年月日の方 15人

消防本部訓令

那覇市消防本部訓令第 6 号

平 成 2 4 年 1 0 月 1 2 日

施 行 済

那覇市消防本部救急業務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市消防本部

消防長 仲 里 仁 公

那覇市消防本部救急業務規程の一部を改正する訓令

那覇市消防本部救急業務規程（昭和61年那覇市消防本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） 第1条 この規程は、消防法（昭和23年法律第186号）第1条に規定する救急業務の実施に関し必要な事項を定めるものとする。 （配置） 第2条 救急隊は、救急課の管理下に置き、<u>救急課救急係に配置する。</u> （編成） 第3条 救急隊は、救急自動車及び救急隊員をもって編成する。ただし、消防長が特に必要と認めたときは、救急自動車以外の消防車をもって編成する。 2 救急隊の名称及び配置は、別表に定めるとおりとする。 （任命） 第5条 消防長は、次に掲げる資格を有する職員のうちから救急隊員（以下「隊員」という。）を任命する。 (1) 〔略〕 (2) <u>消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第51条に規定する講習の課程を終了した者</u> (3) 〔略〕 （服装） 第8条 隊員は、救急業務に従事するときは、那覇市消防吏員服制規則（1967年那覇市規則第19号）に定める基準に従うものとする。ただし、<u>安全を保護するため必要があるときは保安帽を着用することができる。</u>	（趣旨） 第1条 この訓令は、消防法（昭和23年法律第186号）第1条に規定する救急業務の実施に関し必要な事項を定めるものとする。 （救急隊の配置） 第2条 救急業務を行うため消防署に救急隊を配置し、<u>救急隊の名称及び配置は、別表に定めるとおりとする。</u> （編成） 第3条 救急隊は、救急自動車及び救急隊員をもって編成する。ただし、消防長が特に必要と認めたときは、救急自動車以外の消防車をもって編成<u>することができる。</u> （任命） 第5条 〔略〕 (1) 〔略〕 (2) <u>消防法施行令（昭和36年政令第37号）第44条第3項各号のいずれかに該当する者</u> (3) 〔略〕 （服装） 第8条 隊員は、救急業務に従事するときは、那覇市消防吏員服制規則（1967年那覇市規則第19号）に定める基準に従うものとする。ただし、<u>安全を確保するため必要があると認めるときは保安帽を、感染防止の必要があると認めるときは感</u>

(訓練) 第9条 救急課長は、隊員及び予備の隊員に対して救急活動に必要な訓練を計画的に実施しなければならない。 (観察及び判断) 第11条 隊員は、救急現場に到着したときは、直ちに現場の状況及び傷病者の状態を的確に観察し、救急処置について適切な判断をしなければならない。 (医療機関の選定) 第15条 傷病者の搬送に当たっては、<u>傷病者の症状に適応した医療が速やかに施しうる最も近い医療機関を選定するものとする。</u>ただし、業務の運用上支障のない範囲内において、傷病者又はその保護者等の希望する医療機関へ搬送することができる。 (医療機関への引継ぎ) 第20条 隊長は、傷病者を医療機関に引き継いだときは、傷病者の状態、施した救急処置及び経過等を当該医療機関の医師に告げるとともに、<u>救急活動記録票(第1号様式)に当該事実を確認する医師の署名、押印を受けなければならない。</u> (報告) 第23条 隊長は、<u>救急出場後4日以内に救急活動記録票を救急課長に提出しなければならない。</u>ただし、特異な救急事故については、帰隊後速やかに署長及び救急課長に報告しなければならない。 (月報) 第24条 救急課長は、毎月の救急業務の処理状況を<u>救急活動集計表(第3号様式)に</u>	<u>染防止衣を着用するものとする。</u> (訓練) 第9条 署長及び救急課長は、隊員及び予備の隊員に対して救急活動に必要な訓練を計画的に実施しなければならない。 (観察及び判断) 第11条 隊員は、救急現場に到着したときは、直ちに現場の状況及び傷病者の状態を<u>消防法第35条の5の規定により沖縄県が作成した傷病者の搬送及び受入の実施に関する基準(以下「傷病者の搬送及び受入の実施に関する基準」という。)</u>に基づき的確に観察し、救急処置について適切な判断をしなければならない。 (医療機関の選定) 第15条 傷病者の搬送に当たっては、<u>傷病者の搬送及び受入の実施に関する基準に基づき医療機関を選定するものとする。</u>ただし、業務の運用上支障のない範囲内において、傷病者又はその保護者等の希望する医療機関へ搬送することができる。 (医療機関への引継ぎ) 第20条 隊長は、傷病者を医療機関に引き継いだときは、傷病者の状態、施した救急処置及び経過等を当該医療機関の医師に<u>報告するものとする。</u> (報告) 第23条 隊長は、<u>救急業務を実施したときは、遅滞なく救急活動報告書を署長を経て救急課長に提出しなければならない。</u>ただし、特異な救急事故については、帰隊後速やかに署長及び救急課長に報告しなければならない。 (月報) 第24条 救急課長は、毎月の救急業務の処理状況を<u>救急月報により消防長に報告</u>
--	---

<u>より翌月10日までに消防長に報告しなければならない。</u> (救急資材の修繕申請等) 第25条 隊長は、救急資器材の修繕又は交換を必要とするときは、<u>救急資器材・交換申請書(第4号様式)により救急課長に申請しなければならない。</u> 2 隊長は、救急資器材を破損又は紛失したときは、<u>救急資器材破損・紛失報告書(第5号様式)により消防長に報告しなければならない。</u> (同乗研修の申請及び承認) 第26条 救急課長は、医療に従事する者等が救急業務に関する実務体験又は研修等のため救急自動車に同乗を申請したときは、<u>救急自動車同乗申請書(第6号様式)を提出させなければならない。</u> 2 救急課長は、前項の規定による申請がある場合において、その必要を認めたときは、<u>救急自動車同乗承認書(第7号様式)を交付するものとする。</u> 3 [略] (消毒の標示) 第28条 前条の消毒を実施したときは、その旨を<u>消毒実施表(第8号様式)に記入し、救急自動車内の見やすい場所に標示するものとする。</u> (委任) 第31条 この<u>規程</u>に定めるもののほか、必要な事項は、消防長の承認を得て救急課長が別に定める。 [別表 別記] <u>[第1号様式 別記]</u> <u>[第2号様式 別記]</u> <u>[第3号様式 別記]</u>	しなければならない。 (救急資材の修繕申請等) 第25条 隊長は、救急資器材の修繕又は交換を必要とするときは、<u>救急資器材・交換申請書により署長を経て救急課長に申請しなければならない。</u> 2 隊長は、救急資器材を破損又は紛失したときは、<u>救急資器材破損・紛失報告書により消防長に報告しなければならない。</u> (同乗研修の申請及び承認) 第26条 救急課長は、医療に従事する者等が救急業務に関する実務体験又は研修等のため救急自動車に同乗を申請したときは、<u>救急自動車同乗申請書を提出させなければならない。</u> 2 救急課長は、前項の規定による申請がある場合において、その必要を認めたときは、<u>救急自動車同乗承認書を交付するものとする。</u> 3 [略] (消毒の標示) 第28条 前条の消毒を実施したときは、その旨を<u>消毒実施表</u>に記入し、救急自動車内の見やすい場所に標示するものとする。 <u>(様式)</u> 第31条 この訓令の施行に必要な報告書等の様式は、消防長の承認を得て救急課長が別に定める。 (委任) 第32条 この<u>訓令</u>に定めるもののほか、必要な事項は、消防長の承認を得て救急課長が別に定める。 [別表 別記]
--	--

<u>[第4号様式 別記]</u> <u>[第5号様式 別記]</u> <u>[第6号様式 別記]</u> <u>[第7号様式 別記]</u> <u>[第8号様式 別記]</u>	
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、改正後部分を削る。 3 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 4 表の改正規定において、改正後の欄中の罫線に対応する改正前の欄中の罫線がない場合には、当該罫線を加える。 5 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。	

付 則

この訓令は、平成24年10月13日から施行する。

〔改正前 別記〕

別表（第3条関係）

名 称	配 置
西救急隊第1部、第2部	救急課救急係
小禄救急隊第1部、第2部	
中央救急隊第1部、第2部	
国場救急隊第1部、第2部	
首里救急隊第1部、第2部	

〔改正後 別記〕

別表（第2条関係）

名 称	配 置
西救急隊	西消防署
小禄救急隊	
松尾救急隊	
中央救急隊	中央消防署
国場救急隊	
首里救急隊	

[改正前 別記]
(第1号様式)

第1号様式

整理番号				救急活動記録票 (那覇市消防本部)				課長		主幹		係長		係		隊長	
平成 年 月 日 (曜日)																	
松小国首西中真子(本・西・中・他)第 号 番																	
救急事故種別	火自水交労運一加自急			その他 (転医 資材 その他 院師)	搬送	不搬送	住所										
	災然難通災動般害損病																
覚知時分	時 分						氏名	TEL									
出場時分	時 分																
現場到着	時 分					km	生年月日	MT SH 年 月 日 (才) 男 女									
傷病者接触	時 分																
現場出発	時 分					km	傷病名 (程度)	軽 中 重 死									
病院到着	時 分																
病院収容	時 分					km	科 目 別	内科、消化器科、循環器科、精神科、小児科、外科、整形外科、脳外科、産婦人科、皮膚科、泌尿器科、耳鼻科、眼科、その他									
病院引揚	時 分																
帰署(所)	時 分					km	医療機関名、 医師、引受人、 又は拒否者署名										
発生時分 及発生場所 (収容場所)	月 日 時 分頃																
同乗者				住宅 公仕 道 その他	住所 公仕 道 その他	傷病部位判別図											
住所氏名				119(専 用) 加 入 察 け 己 知 す の 他	覚知別	前 面		後 面		骨折部位 ×		創傷膨張部位 ∨		転倒部位 ○			
通報者名																	
電話番号	()																

[不搬送理由] 1 2 3 4 5 6 7 8
[交通内訳] 1 2 3 4
[自損内訳] 1 2 3 4

[illegible]

[改正前 別記]

(第2号様式)

第2号様式

第 号
年 月 日

殿

那覇市消防本部
消防長

印

被(要)保護者搬送通知書

搬 送 日 時		年 月 日 時 分			
搬 送 救 急 隊 名		電話()			
傷 病 者 発 生 場 所					
傷 病 者	氏 名 年 令	年 月 日生			
	職 業 性 別	職 業	無・有()		性 別 男 女
	住 所	電話()			
収 容 医 療 機 関	名 称	電話()			
	所在地				
電 話 連 絡		月 日 時 分	福祉事務所	受信者	
備 考					

[改正前 別記]

(第3号様式)

第3号様式

救 急 活 動 集 計 表

年 月

区 分		救 急 事 故 種 別											そ の 他				不 搬 送
		合 計	火 災 事 故	自 然 災 害	水 難 事 故	交 通 事 故	労 働 災 害	運 動 競 技	一 般 負 傷	加 害	自 損 行 為	急 病	転 院 搬 送	医 師 搬 送	資 器 材 等 搬 送	そ の 他	
本 月 分	出 場 件 数																
	搬 送 件 数																
	搬 送 人 員																
累 計	出 場 件 数																
	搬 送 件 数																
	搬 送 人 員																
前 年 度 累 計	出 場 件 数																
	搬 送 件 数																
	搬 送 人 員																

[改正前 別記]

(第4号様式)

第4号様式

年 月 日

殿

階 級

氏 名

印

救急資器材(修繕、交換)申請書

救 急 隊 名			
品 名		記 号 番 号	
故障等日時	年 月 日 (曜 日) 時 分 頃		
故障又は損 障 の 部 位			
故障等の経 過 及 び 原 因			
処 理 上 の 希 望 事 項			
処理てん末			

- 注 1 修繕、交換の別は該当項目を○で囲むこと。
2 本申請書は各品名ごとに提出すること。
3 処理てん末欄は申請救急隊で記入しないこと。
4 修繕箇所の略図は必要に応じて添付すること。

[改正前 別記]
(第5号様式)

第5号様式

殿		年 月 日
		階 級 氏 名
救急備品(器具)破損、紛失報告書		
日	時	
場	所	
品	名	
理 由		

[改正前 別記]
(第6号様式)

第6号様式

殿

申請者住所

氏 名

印

救 急 自 動 車 同 乗 申 請 書

下記の者の同乗について承認願いたく申請いたします。

同乗者の所属、 役職、氏名及び 年令	(歳)
同 乗 目 的	
同 乗 希 望 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分頃～ 時 分頃
連 絡 先	(電話)
その他必要事項	

同乗に当たっては、救急隊員の指示に従って行動し、事故に基づく損害等については
当方において責任をもって処理し、貴消防本部に迷惑はかけません。

[改正前 別記]
(第7号様式)

第7号様式

第 号
年 月 日

殿

消防署長 印

救 急 自 動 車 同 乗 承 認 書

年 月 日付けのあなたの申請は、下記の条件により承認します。

同乗者職氏名	
同 乗 日 時	
同 乗 場 所	
同 乗 要 領	同乗に当たっては、救急隊の指示に従って行動し、救急活動の支障にならないようにすること。
事 故 責 任	同乗中に事故が生じた場合の責任は、すべて申請者側で負うこと。
そ の 他	同乗に当たって、傷病者に関する私的事項を知り得た場合、みだりに他にもらさないこと。

[改正前 別記]
(第8号様式)

第8号様式

年 月 日

消 毒 実 施 届

(救急隊)

実施月日	薬 品 名	消 毒 方 法	救 急 隊 長 名	印

那覇市消防本部訓令第 7 号
平 成 2 4 年 1 0 月 1 2 日
施 行 済

那覇市消防本部警防規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市消防本部
消防長 仲 里 仁 公

那覇市消防本部警防規程の一部を改正する訓令

那覇市消防本部警防規程（平成20年那覇市消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（目的） 第1条 この<u>規程</u>は、消防組織法（昭和22年法律第226号）、消防法（昭和23年法律第186号）等に基づき、火災、水災、震災、その他の災害を警戒し、鎮圧し、並びにこれらの災害に因る被害を軽減するとともに、那覇市消防本部の機能を十分発揮するために必要な事項をさだめるものとする。 （用語の定義） 第2条 この<u>規程</u>における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。 （1）～（16）〔略〕 （図式記号、用語、略語） 第89条 この<u>規程</u>に用いる図式記号、用語及び略号は、消防用式記号（昭和31年国消発第622号）及び指揮隊運用要領によるものとする。 〔別表第1 別記〕	（目的） 第1条 この<u>訓令</u>は、消防組織法（昭和22年法律第226号）、消防法（昭和23年法律第186号）等に基づき、火災、水災、震災、その他の災害を警戒し、鎮圧し、並びにこれらの災害に因る被害を軽減するとともに、那覇市消防本部の機能を十分発揮するために必要な事項をさだめるものとする。 （用語の定義） 第2条 この<u>訓令</u>における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。 （1）～（16）〔略〕 （図式記号、用語、略語） 第89条 この<u>訓令</u>に用いる図式記号、用語及び略号は、消防用式記号（昭和31年国消発第622号）及び指揮隊運用要領によるものとする。 〔別表第1 別記〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

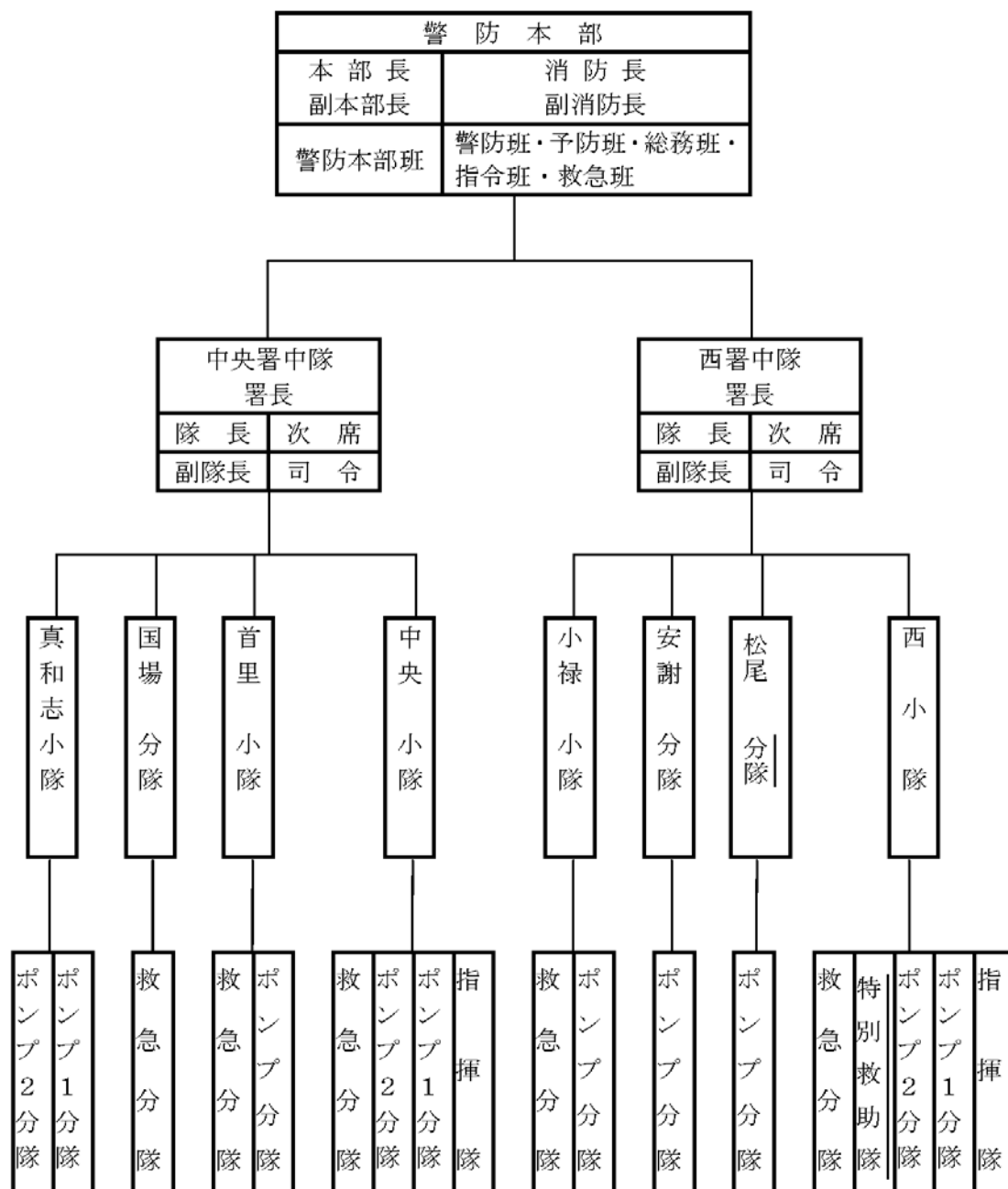
付 則

この訓令は、平成24年10月13日から施行する。

〔改正前 別記〕

別表第1 (第10条関係)

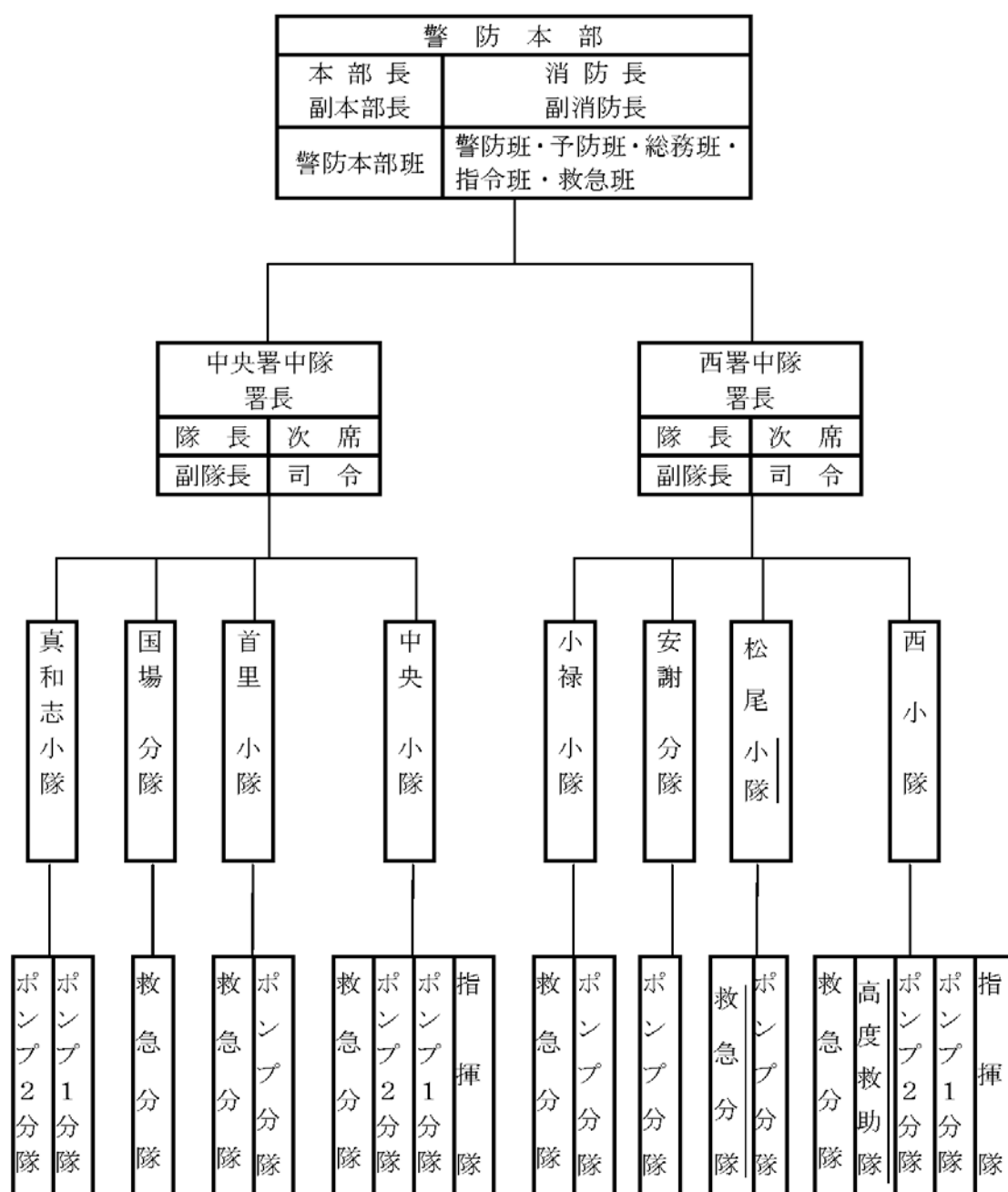
消防隊編成表



〔改正後 別記〕

別表第1（第10条関係）

消防隊編成表



上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 12 号

平成 24 年 10 月 15 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 11 条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

新 規 指 定

指定（登録）番号	第 449 号
指定工事店名	久米設備
営業所所在地	那覇市高良 2 丁目 1－2
代表者名	久米 清春
有効期間	自 平成 24 年 8 月 13 日
	至 平成 29 年 3 月 31 日
指定（登録）番号	第 450 号
指定工事店名	株式会社 ニシハラ
営業所所在地	那覇市首里石嶺町 2 丁目 188 番地
代表者名	仲間 貞子
有効期間	自 平成 24 年 8 月 16 日
	至 平成 29 年 3 月 31 日

那覇市上下水道局告示第 13 号

平成 24 年 10 月 15 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 16 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

指定（登録）番号	第 72 号
指定工事店名	株式会社 沖縄工業
営業所所在地	那覇市字真地 197 番地 7
代表者名	糸数 啓子
指定の有効期間	平成 23 年 4 月 1 日 平成 28 年 3 月 31 日
異動年月日	平成 24 年 7 月 26 日
異動事由	代表者の変更
指定（登録）番号	第 353 号
指定工事店名	有限会社 沖縄エンジニア
営業所所在地	那覇市宇栄原 6 丁目 12 番 36 号
代表者名	玉城 浩
指定の有効期間	平成 20 年 4 月 1 日 平成 25 年 3 月 31 日
異動年月日	平成 24 年 8 月 17 日
異動事由	営業所所在地の変更
指定（登録）番号	第 12 号
指定工事店名	桐和空調設備 株式会社
営業所所在地	那覇市曙 1 丁目 8 番 1 号
代表者名	港川 松榮
指定の有効期間	平成 23 年 4 月 1 日 平成 28 年 3 月 31 日
異動年月日	平成 24 年 8 月 22 日
異動事由	代表者の変更

指定（登録）番号	第 392 号
指定工事店名	有限会社 丸親建設
営業所所在地	那覇市小禄 1 丁目 17 番 23
代表者名	新垣 正明
指定の有効期間	平成 23 年 4 月 1 日 平成 28 年 3 月 31 日
異動年月日	平成 24 年 9 月 18 日
異動事由	代表者および営業所所在地の変更